

# 国立大学法人宇都宮大学の役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

宇都宮大学役員給与規程により、当該役員に支給される期末特別手当においては、宇都宮大学点検・評価会議が行う業務の実績評価及び文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

宇都宮大学は、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献することを理念とし、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践することを目指しており、大学改革構想『COC機能を強化する全学的な教育改革と組織改革』に基づき、「教育組織改革」、「教育プログラムの全学的な改革」、「組織改革」及び「ガバナンス改革」による機能強化を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、宇都宮大学の学長は、職員数約630名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬2,618万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

宇都宮大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

また、学長の報酬は、他の医学系学部を持たない総合大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や上記の大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	〔 改定なし 〕
理事	〔 改定なし 〕
理事(非常勤)	〔 改定なし 〕
監事	〔 改定なし 〕
監事(非常勤)	〔 改定なし 〕

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,304	千円 10,654	千円 3,986	千円 639 (地域手当) 24 (通勤手当)			※
A理事	千円 12,950	千円 9,030	千円 3,378	千円 541 (地域手当)			
B理事	千円 12,999	千円 9,030	千円 3,378	千円 541 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 12,999	千円 9,030	千円 3,378	千円 541 (地域手当) 49 (通勤手当)			
D理事	千円 10,969	千円 7,400	千円 2,776	千円 444 (地域手当) 348 (単身赴任手当)			◇
A監事 (非常勤)	千円 6,764	千円 6,764	千円	( )			
B監事 (非常勤)	千円 8,360	千円 8,360	千円	( )			

注1:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

本学の財政基盤の強化に向け、「行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)による総人件費改革の実行計画を踏まえた不断の給与制度の見直しを図るとともに、併せて長期的な視野に立って組織・業務改革等を通じて、人件費の削減を図ることとしている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

大学運営活動に必要な経費が、その大半について国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び賞与(勤勉手当)の成績率の判定にあたっては、個人の成績及び能力評価等の結果を十分に考慮し、学長が決定している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給月額 (昇給)	昇給判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえ、国家公務員の例に準じて、昇給号俸が決定される。
給与:俸給月額 (昇格)	勤務評定等の結果が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当成績判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえて決定される成績率に基づき、国家公務員の例に準じて支給される。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

附属学校教員について、平成24年6月1日施行した特例法に準拠した俸給月額等の減額改正に関し、公立学校教員の給与減額措置解除に伴い、以下の減額緩和措置を講ずることとした。

- ・実施期間:平成25年4月～平成25年6月
- ・措置の内容:教育職(二)3級～4級・教育職(三)3級～4級の者  
俸給月額及び地域手当・・・(▲1.4%)、管理職手当・・・(▲1.8%)、期末手当及び勤勉手当・・・(▲1.76%)  
教育職(二)2級以下・教育職(三)2級以下の者  
俸給月額及び地域手当・・・(▲1.19%)、期末手当及び勤勉手当・・・(▲2.44%)
- ・国と異なる措置の概要:公立学校教員と同水準とするため

附属学校教員について、平成25年4月1日施行した俸給月額等の減額緩和措置を公立学校教員の給与減額実施に伴い、以下のとおり変更した。

- ・実施期間:平成25年7月～平成26年3月
- ・措置の内容:教育職(二)3級～4級・教育職(三)3級～4級の者  
俸給月額及び地域手当・・・(▲7.77%)  
管理職手当、期末手当、勤勉手当・・・変更なし  
教育職(二)2級以下・教育職(三)2級以下の者  
俸給月額及び地域手当・・・(▲4.77%)  
期末手当、勤勉手当・・・変更なし
- ・国と異なる措置の概要:公立学校教員と同水準とするため

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 543	歳 46.9	千円 6,978	千円 5,256	千円 122	千円 1,722
事務・技術	人 181	歳 42.7	千円 5,205	千円 3,964	千円 103	千円 1,241
教育職種 (大学教員)	人 295	歳 50.0	千円 8,076	千円 6,055	千円 145	千円 2,021
教育職種 (附属高校教員)	人 24	歳 45.4	千円 7,385	千円 5,571	千円 89	千円 1,814
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 41	歳 43.6	千円 6,764	千円 5,101	千円 63	千円 1,663
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 3	歳 46.8	千円 4,333	千円 3,998	千円 34	千円 335
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注5: 在外職員、任期付職員及び再任用職員区分については、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注6: 非常勤職員区分の職種区分「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」欄は、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注7: 非常勤職員の「事務・技術」及び「教育職種(大学教員)」については、該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

#### [年俸制適用者]

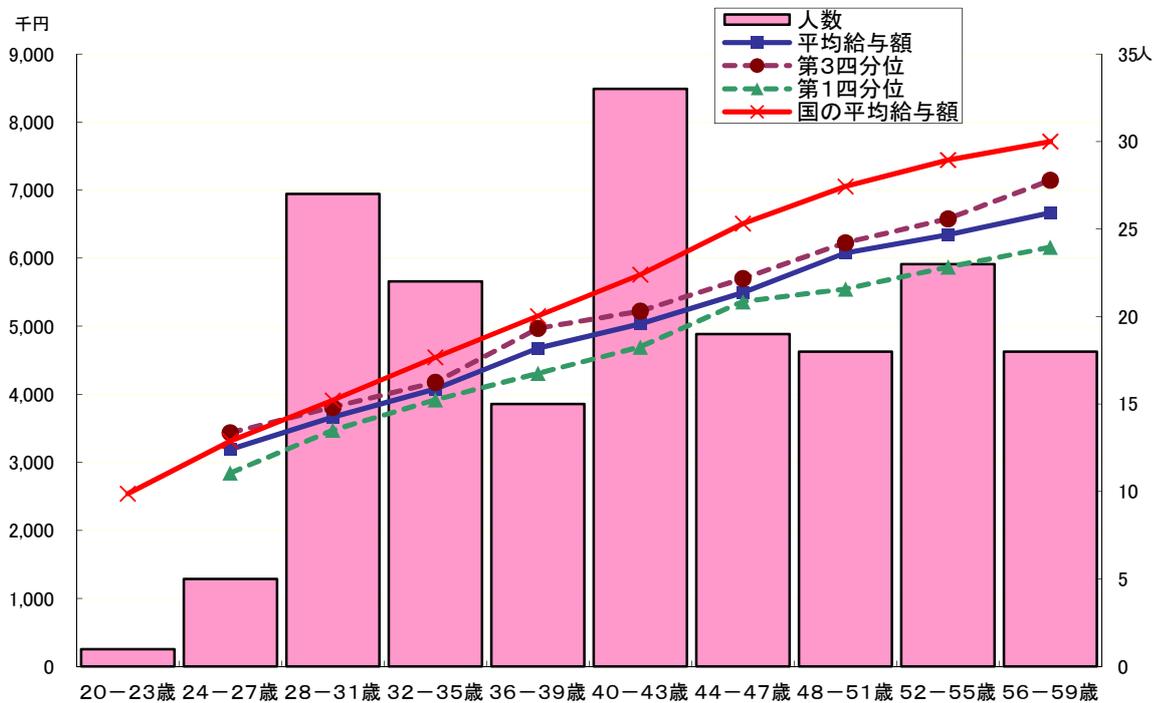
非常勤職員	人 6	歳 39.7	千円 5,513	千円 5,513	千円 123	千円 0
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 5	歳 40.5	千円 5,910	千円 5,910	千円 138	千円 0

注1: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員区分については、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

注2: 「事務・技術職種」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

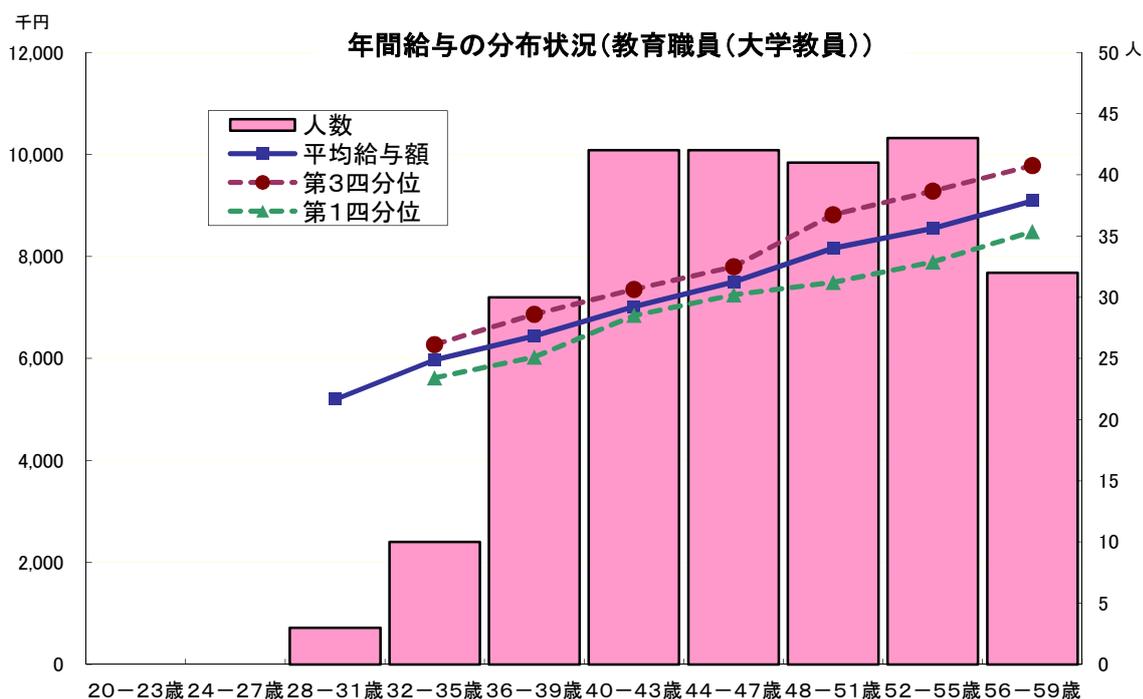
注2:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年間給与額、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
・部長	4	55.0	—	9,101	—
・課長	12	54.6	6,577	7,072	7,338
・課長補佐	23	52.9	5,971	6,176	6,383
・係長	72	45.4	4,923	5,314	5,593
・主任	5	36.7	4,052	4,316	4,216
・係員	65	33.5	3,623	3,938	4,194

注:「部長」には、部長相当職である「施設環境審議役」を、「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「室長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を、「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

注:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢28～31歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
・教授	145	56.3	8,444	8,959	9,454
・准教授	108	45.1	6,978	7,296	7,588
・講師	14	43.4	6,177	6,367	6,570
・助教	25	39.7	5,598	5,883	6,122
・助手	1	-	-	-	-
・教務職員	2	-	-	-	-

注:助手、教務職員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長等	事務局長等	部長等	部長等	課長等
人員 (割合)	181人 ( )	0人 ( %)	0人 ( %)	1人 ( 0.6%)	3人 ( 1.7%)	2人 ( 1.1%)
年齢(最高～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 56 }	歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 7,084 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 9,771 }	千円 }
					千円 8,189	

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長等 課長補佐等	課長補佐等 係長等	係長等 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	—人 ( )	22人 ( 12.2%)	21人 ( 11.6%)	64人 ( 35.4%)	63人 ( 34.8%)	5人 ( 2.8%)
年齢(最高～最低)		歳 59 }	歳 57 }	歳 59 }	歳 45 }	歳 26 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,121 }	千円 4,827 }	千円 4,670 }	千円 4,023 }	千円 2,679 }
年間給与額(最高～最低)		千円 4,432 }	千円 4,099 }	千円 2,859 }	千円 2,484 }	千円 2,187 }
		千円 7,934 }	千円 6,517 }	千円 6,159 }	千円 5,139 }	千円 3,434 }
		千円 5,959	千円 5,452	千円 3,794	千円 3,235	千円 2,846

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師等	助教等	教務職員
人員 (割合)	305人 ( )	145人 ( 49.2%)	108人 ( 36.6%)	14人 ( 4.7%)	26人 ( 8.8%)	2人 ( 0.7%)
年齢(最高～最低)		歳 64 }	歳 64 }	歳 64 }	歳 52 }	歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 8,228 }	千円 6,352 }	千円 5,709 }	千円 5,156 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 5,614 }	千円 4,503 }	千円 4,249 }	千円 3,635 }	千円 }
		千円 11,481 }	千円 8,599 }	千円 7,620 }	千円 6,692 }	千円 }
		千円 7,613	千円 5,998	千円 5,638	千円 4,698	

注:「事務・技術職員／8級、6級」「教育職員(大学教員)／1級(教務職員)」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.9	% 62.9	% 62.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.1	% 37.1	% 38.0
	最高～最低	% 50.8～33.8	% 48.4～30.7	% 49.0～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.2	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 32.8	% 34.2
	最高～最低	% 43.0～31.6	% 40.2～29.5	% 41.6～30.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.7	% 64.4	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.3	% 35.6	% 36.9
	最高～最低	% 51.9～33.4	% 48.5～30.9	% 50.1～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% 48.7～32.4	% 48.9～30.3	% 48.8～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

87.8
98.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.6
------

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.8	
	参考	地域勘案 92.9
		学歴勘案 88.2
	地域・学歴勘案 92.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 66%】                      (国からの財政支出額 7,365,021,000円、支出予算の総額 11,149,032,000円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円 (平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 9% (常勤職員数181名中16名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 50% (常勤職員数181名中91名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 43%】                      (支出総額 10,522,944,744円、給与・報酬等支給総額 4,530,226,049円：平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】                      (法人の検証結果)                      国からの財政支出の割合は50%以上であるが、累積欠損額もなく、学歴勘案の対国家公務員の比較指数は88.2であり、適正であると考え。また、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合も同規模大学と同水準であり、適性であると考え。</p> <p>(主務大臣の検証結果)                      給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.7

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年 度)	前年度 (平成24年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,426,364	4,530,226	△ 103,862	(△2.3)	△ 656,737	(△12.9)
退職手当支給額 (B)	547,327	836,719	△ 289,392	(△34.6)	△ 124,586	(△18.5)
非常勤役職員等給与 (C)	624,344	672,388	△ 48,044	(△7.1)	△ 40,947	(△6.2)
福利厚生費 (D)	676,209	663,499	12,710	( 1.9)	△ 213	(△0.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,274,244	6,702,832	△ 428,588	(△6.4)	△ 822,483	(△11.6)

注1:「退職手当支給額」においては、退職給付引当金繰入額により支給された額を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における退職給付支給額と一致しない。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比 2.3%減の主たる要因は、教員ポイント制導入に伴う若手教員の積極採用及び欠員による支給額の減少である。主な職種の削減額は、事務・技術職員11,296千円、教育職員(大学教員)96,285千円である。  
また、「最広義人件費」の対前年度比 6.4%減の主たる要因は、退職者の減及び退職手当支給額の減少に伴う分である。
- ② 人件費削減の取り組み状況としては、教育職員について、上記の教員ポイント制(教育職員の定員管理を廃止し、弾力的な人事計画を行う)を導入した。また、事務・技術職員及び教育職員について、平成30年度までの人件費削減計画及び人員計画を策定した。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

人事院勧告に基づき、平成26年1月1日施行にて、55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする給与法改正に関連して、以下の措置を講ずることとした。

・適用日を平成26年4月1日からとして実施することとした。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月24日閣議決定)に基づき、臨時特例に関する法律に基づき実施されている給与減額措置については、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了することとした。